

しんきん電子記録債権システム

(法人ＩＢ共通　ＩＤ・パスワード方式)

はじめにお読みください
(初期設定／基本取引)

6.1 版

はじめに

■ 電子記録債権

「電子記録債権」は、手形・振込に代わる新しい決済手段です。また、中小企業の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。

電子記録債権制度は、2008年12月に中小企業など事業者の資金調達の円滑化を目的として創設された制度です。下記のような課題を解決する新たな決済手段として期待されています。

- ・ 手形の事務手続や印紙税、保管・搬送等の負荷軽減
- ・ 支払い手段の一本化による資金の効率化
- ・ 売掛債権の有効活用



「でんさいネット」とは

- ・ 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、（株）全銀電子債権ネットワークです。
- ・ （株）全銀電子債権ネットワークの通称を「でんさいネット」、同社が取り扱う電子記録債権を「でんさい」と呼びます。
- ・ 「でんさいネット」は、利用者がインターネットなどから窓口金融機関システムを通じて取り扱う「でんさい」を記録・管理します。
- ・ 「でんさいネット」には、信用金庫をはじめ、全国の金融機関が参加します。

当金庫のお客さまは、「しんきん電子記録債権システム」を通じて「でんさい」をご利用いただけます。

■ 本書の読み方

はじめて「しんきん電子記録債権システム」をご利用になるときには、インターネット（パソコン）などの初期設定が必要です。

本書【初期設定編】の手順に沿って、初期設定を行ってください。

初期設定が終了すると、「しんきん電子記録債権システム」を使って、「でんさい」の発生や譲渡などが行えるようになります。

本書【基本取引編】をお読みいただき、取引のながれと操作方法をご理解ください。

■ 本書の位置付け

「しんきん電子記録債権システム」については、本書のほかに、「しんきん電子記録債権システム ご利用マニュアル」が用意されています。

取引の際の詳細なシステム操作手順、留意事項などについては、「しんきん電子記録債権システム ご利用マニュアル」（以下、「ご利用マニュアル」と記載します）をご覧ください。

こんなときには	こちらをご覧ください
はじめて「しんきん電子記録債権システム」をご利用になるときには	本書【初期設定編】
「しんきん電子記録債権システム」の基本的な取引を行うには	本書【基本取引編】
「しんきん電子記録債権システム」の基本的な取引以外の取引を行うには	ご利用マニュアル
パスワードなど、初期設定で設定した情報を変更するには	ご利用マニュアル

- 記載されている内容は 2022 年 6 月現在のものです。
- 本書に記載された内容は、改良のために予告なく変更されることがあります。
- 実際にシステムを動作させて表示される画面は、お使いの OS やブラウザの設定により、本書に記載された内容と異なる場合があります。
- Windows、Microsoft Edge は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標です。
- その他、記載されている会社名および製品名は、各社の登録商標または商標です。
- 本文中では、商標表示（TM, R）を付記しておりません。

目次

ご利用になる前に	1
1 ご利用環境と動作条件の確認	2
2 初期設定とは	3
3 ソフトウェアキーボードの使いかた	5
初期設定編（ID・パスワード方式）	1
1 事前準備（Microsoft Edge の設定）	2
「インターネットのプロパティ」画面を表示する	2
Cookie（クッキー）を設定する	3
インターネットオプションの詳細を設定する	4
2 システムを利用できるようにする（マスターアカウントの初期設定）	6
マスターアカウントがログインする	6
マスターアカウントの承認用パスワードを設定する	7
マスターアカウントの取引権限を設定する	8
3 複数名で利用できるようにする（一般アカウントの作成）	11
新しく一般アカウントを作成する	11
一般アカウントを最新の状態にする	13
一般アカウントの取引権限を設定する	14
4 一般アカウントが利用できるようにする（一般アカウントの初期設定）	18
事前準備	18
一般アカウントがログインする	18
一般アカウントの承認用パスワードを設定する	19
5 ログアウト	21
基本取引編	1
1 「でんさい」による基本取引の概要	2
「でんさい」を発生させる場合の取引イメージ	2
「でんさい」を譲渡する場合の取引のイメージ	3
「でんさい」の振出日、支払期日、譲渡日の説明	4
2 債務者の基本取引－「でんさい」を発生させる	6
3 債権者の基本取引①－「でんさい」を受け取る	18
4 債権者の基本取引②－受け取った「でんさい」を譲渡する	22
5 「でんさい」を確認する	34
6 こんなときには	37